

令和8年4月向け奈良県県民くらし相談センター

会計年度任用職員（パートタイム）「女性相談相談員」募集案内

奈良県では、令和8年4月から、奈良県県民くらし相談センターで女性相談に従事する会計年度任用職員を募集します。（ただし、令和8年度の本県における当初歳入歳出予算の成立が前提となります。）

受付：令和8年1月30日（金）～2月10日（火）<予定>

※応募者多数の場合、早期に受付を締め切ることがあります。

1 募集の概要

採用職種 (会計年度任用職員パートタイム)	採用予定 人員	職務内容
女性相談相談員	3名	女性のさまざまな悩みの相談（電話・面接） 各種支援の情報提供 法律相談に関する業務 奈良県中央こども家庭相談センターその他関係機関等との連絡調整及び連携業務 その他、上記活動に付随する業務（パソコンでのデータ処理を含む） ※1 奈良県中央こども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）相談員との兼務となります。 ※2 県民くらし相談センターでは、女性相談以外の相談（消費生活、ひとり親家庭、外国人等）も実施し、それぞれ相談員を配置します。分野をまたがる相談については、相談員間で連携して対応していただきます。

2 応募資格

- ① 次のいずれにも該当する人
 - (ア) 相談者の話に耳を傾け、相談者の悩みをしっかり受け止めることができる方
 - (イ) 奈良県の男女共同参画施策に関する知識と理解のある方
 - (ウ) パソコン（ワード、エクセル、メール、インターネット等）の一般的な操作ができる方
 - (エ) 上記に加えて、次のいずれかに該当する方
 - (1) 相談に関わる機関で、実際に相談業務の経験がある方
 - (2) 相談員・カウンセラーの養成講座・研修などを修了した方
- ② 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は、応募できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用根拠

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として業務に従事していただきます。

4 任期

原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※採用後、原則として1ヶ月間は条件付採用期間です。

※任期満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用される場合があります。ただし、年度を超えた再度の任用は2回まで（連続する3会計年度の任用）に限ります。

5 勤務条件等

勤務場所	奈良県県民くらし相談センター（奈良市高天町38-3近鉄高天ビル内） ※当分の間 奈良市東向南町6 での勤務の可能性があります。
勤務時間	原則 8時30分～17時15分の7時間45分（休憩時間60分） 週4日勤務 4週を超えない期間における1週あたりの勤務時間 31時間 火曜日から土曜日でシフト表に基づき勤務（勤務日は他の相談員と調整）
超過勤務	原則 なし (ただし、臨時又は緊急の場合は超過勤務を命じることがあります。)
休 日	原則 シフト表による休日、月曜日、月曜日が祝日の場合直後の平日、 日曜日、祝日、12/29～翌年1/3
報 酬	報酬日額 9,538円～11,047円 (経験年数等を加味して上記の範囲内で決定) (上記の他、地域手当・超過勤務手当相当報酬、費用弁償（通勤手当相当） 期末手当、勤勉手当の支給あり。) ※費用弁償（通勤手当）：県規定により支給します。 ※期末手当・勤勉手当：計4.65月分 (人事評価等により異なる場合あり。また、在職期間等に応じて割落としの場合あり。) ※給与については、人事委員会勧告に伴う給与改定により、常勤職員に準じ任用途中で増額または減額となる場合があります。
社会保険	・健康保険（地方職員共済組合） ・厚生年金保険（日本年金機構） ・雇用保険 ・災害補償（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
服務規律	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であることから、地方公務員法にある以下の規定が適用されます。 ・全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止 ・営利企業等の従事制限

6 応募手続き

必要書類	① ハローワーク紹介状 1部 ② 履歴書（写真貼付、3か月以内に撮影したもの。）1部 履歴には、「2 応募資格 ①」（工）の（1）に該当する方は、相談業務経験の職歴を、（工）の（2）に該当する方は、養成講座・研修などの名称を記載してください。※職務経歴書、修了証等の添付可。 ③ 作文（400字程度、様式不問） 1部 テーマ：「女性への相談支援において大切だと思うこと」
申込方法	必要書類を奈良県女性センターまで持参又は書留など確実な方法で郵送してください。 ※提出の際は、封筒の表に「女性相談相談員応募」と朱書きしてください。
受付	期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月10日（火） ※ただし、月曜日は受付を行いません。 時間：午前9時～午後5時 令和8年2月10日（火）午後5時必着（受付終了） ※応募者多数の場合は、早期に受付を締め切る場合があります。
申込先	奈良県女性センター 〒630-8216 奈良市東向南町6番地 TEL 0742-27-2300 FAX 0742-22-6729

＜注意事項＞

- 提出書類の記載事項に不正があると選考が無効になる場合があります。
- 応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。
- なお、応募書類は返却しません。当方の責任において処分します。

7 選考方法

応募者に対して第一次選考（書類審査）を実施し、第一次選考合格者に対して第二次選考（対面面接）を実施します。合格者は、原則として令和8年4月1日付で採用します。

●第一次選考

書類選考	
合格発表	令和8年2月13日（金）までに応募者全員に郵送または電話で合否を通知します。

●第二次選考

個別面接	
日 時	令和8年2月19日（木）又は2月20日（金） ※詳細は第一次選考合格者への連絡の際にお知らせします。
場 所	奈良県女性センター（奈良市東向南町6番地）
合格発表	令和8年2月26日（木） ※受験者全員に郵送で合否を通知します。

8 連絡先

奈良県女性センター

〒630-8216 奈良市東向南町6番地

TEL 0742-27-2300 FAX 0742-22-6729